

教職員のICT機器利活用 ハンドブック

- 教職員のICT機器利活用に係る基本ルール
- ICT機器利活用に係る不祥事防止の基本的な観点
- 教職員のICT機器使用関連の不祥事
- ICT機器利活用チェックリスト



山形県教育委員会

教職員のICT機器利活用に係る基本ルール

基本ルール策定の目的

教職員がスマートフォンやパソコン等のICT機器を個人的に利用する際、又は校務で活用する際、不適切な取り扱いをすることで、非違行為につながったり、県民からの指摘を受けたりする事案が複数発生している現状を受け、信頼される学校教育を推進する観点から、私用で機器を扱う際も含めて、特に守るべき基本的なルールやモラル、関連法令等を踏まえた留意点を提示し、教職員の意識の徹底と不祥事の未然防止を図る。

1 電子メールやSNS等によるメール機能の活用に係る基本ルール

- (1) 児童生徒や保護者との私的なやりとりは行わないこと。生徒指導、教育相談（電子メールでの教育相談を行っている場合を除く。）はメール機能以外の手段で行い、必ず組織で対応すること。
- (2) 部活動の連絡等、公務で活用する際は、服務監督権者及び所属長が定めたルールに従い慎重に行うこと。その際、そのルールについて、教職員間だけではなく保護者や児童生徒とも共通理解を図ること。
なお、県立高校においては、割り当てられている公用のアドレスを用いて連絡等を行い、生徒又は保護者同士が用いているSNS等の利用は原則として禁止する。
- (3) 教職員は、児童生徒の模範であることを意識し、勤務時間内に私的なやりとりは行わないこと。
- (4) SNS等は、不特定多数が閲覧可能であり、一旦投稿等が行われると、削除が困難であることを理解すること。

2 ネットへの書き込み、写真投稿、SNS等の利用に係る基本ルール

- (1) SNS等への書き込み、写真のアップ等（以下、「掲載等」という。）は、私用であっても、教職員であるという自覚を常に持って行うこと。また、公務の目的を持たず、職務に関する文書等を掲載等しないこと。
 - ・名前を載せていなくても、あるいはグループ内のやりとりであったとしても、教職員の掲載等だと特定されたり、流出したりするおそれがあり、保護者や児童生徒、県民から指摘を受けることがある。
- (2) SNSやゲームサイト等で知り合った人とのトラブルに注意すること。
 - ・インターネット上で軽い気持ちで発言（書き込み）したことが、相手の感情を傷つけ、様々なトラブルに発展することがある。
 - ・著作権等を尊重する。また、ハラスメント等につながる他者を誹謗中傷又は公務員としての信用を傷つけるような掲載等をしない。
- (3) 無責任、軽率な掲載等は行わないこと。
 - ・不適切な画像を掲載等すると、非違行為として扱われることがある。
 - ・勤務時間外のやりとりであっても、公務員としての身分上の義務があり、内容によっては信用失墜行為等として問われることがある。
- (4) 個人情報やプライバシーが含まれる掲載等は行わないこと。
 - ・個人情報そのものはもちろん、背景に配慮すべき内容が映り込んでいるなどについても注意することが必要である。
 - ・許諾を得ず、又は公務としての目的なしに校内の書類や公文書を掲載等すると、信用失墜行為として問われることがある。
- (5) アフィリエイト収入（広告等収入）が見込まれる行為は行わないこと。
 - ・勧誘や広告等の掲載等を行うことにより、県民の疑惑や不信を招くような行為は慎む。

3 授業でICT機器を活用する際の基本ルール

- (1) 授業では原則、私物のパソコンやタブレット、スマートフォンを活用しないこと。ただし、教育委員会及び所属長の定めたルールに則り適正に活用する場合には、この限りではない。
- (2) 所属長は授業で活用する際のルールを明示し、日頃から職員に周知徹底すること。また、必要に応じて当該ルールの点検を行うこと。
- (3) 不適切かつ不要な情報が提示されないことがないよう、授業での活用時には事前のチェックを確実にすること。
- (4) 授業の教材にインターネット上の情報を用いる場合には、情報の信頼性や中立性など教材として適正か、複数名によるチェックなどを通して十分に精査すること。

4 著作権、肖像権等の侵害、その他の違法行為防止に係る基本ルール

- (1) 著作権や肖像権を侵害するアップロード、ダウンロードは違法であると認識し、行わないこと。また、著作権法を遵守するとともに同法の改正や運用指針にも留意し、資料転載等の際は留意すること。
 - ・画像や動画等を無断で使用することで、著作権や肖像権等を有する者から訴えられることがある。
- (2) ファイル交換・共有ソフトの利用について、違法なアップロード、ダウンロードにならないよう注意すること。
- (3) 学校ホームページ等に児童生徒や教職員等の画像及び氏名、作品等を掲載等する際は、教育委員会及び所属長の定めたルールに則り、慎重かつ適正に行うこと。また、その手続きを常に確認すること。

5 個人情報流出・ウイルス侵入の防止に係る基本ルール

- (1) 個人情報流出やウイルス侵入の危険性を十分認識し、教育委員会及び所属長の定めたルールに則ってICT機器を利活用すること。
- (2) 原則、個人情報や機密事項に関わる電子データを、学校外に持ち出さないこと。やむを得ず持ち出さなければならない場合は、教育委員会及び所属長の定めたルールに則って取り扱うこと。
 - ・成績等、児童生徒の個人情報が含まれた電子データを記録媒体に保存して学校外に持ち出し、紛失したり盗難にあつたりすれば、懲戒の対象となることがあるので注意する。
- (3) 児童生徒の写真や氏名等及び学校の関係資料（児童生徒の作品等を含む。）等を個人のブログ等に掲載等しないこと。
- (4) 基本ルール3(1)を踏まえた上で、校内LANや校務パソコンには、ウイルス対策を行っていないパソコンや記録媒体を接続しないこと。
 - ・私物パソコンで作成した電子データを校務パソコンに記録媒体で取り込む際、私物パソコンに侵入していたウイルスが校務パソコンに侵入することがある。

教職員のICT機器利活用に係る基本ルール

令和4年5月改訂

<参考>

平成27年11月10日 教育長通知

「教職員のICT機器利活用に係る基本ルールの遵守について（通知）」

ICT機器利活用に係る不祥事防止の基本的な観点



ICT機器の利用・活用に起因した不祥事が発生することがないように、教職員として重視すべき観点を「心構え・モラル」「知識・スキル」の2項目に整理し、その内容を次に示す。



Moral

1 心構え・モラルの観点

(1) 教職員の自覚

- ・まずは一人一人の心構えが重要。特に私用でSNS等を利用する際に自分が教職員であることを強く意識する。
- ・メール等で生徒とつながり、生徒指導や教育相談を行うことの危険性について認識する。

(2) 職場での情報の共有化

- ・他校等で起きた不祥事案の情報について職場で共有し、自分にも起こりうるということ意識する。
- ・メール等で生徒から相談を受けた場合には、関係職員と情報を共有するなど、組織的に対応することが重要である。

(3) 情報セキュリティポリシー等の遵守

- ・教育委員会、所属長が定めた情報セキュリティポリシー等に基づくルールを遵守する。

Skill

2 知識・スキルの観点

(1) 知識不足に起因する非違行為の防止

- ・知識として知っていれば「想像力」も働き、不祥事につながる前に防ぐことができるため、ICT機器利活用に係る情報を積極的に収集し、職員間で共有することが必要である。
- ・ICT機器の利便性と併せて、その利活用は個人情報流出等の非違行為につながる危険性があるという認識を持つ。

(2) 教職員研修の実施

- ・県教育センター、市町村教育委員会(視聴覚センター等を含む)からの支援により、情報セキュリティやネット・エチケット等について知識やスキルを高める研修を行う必要がある。

教職員のICT機器使用関連の不祥事

県内で発生したICT機器使用関連の不祥事

- ① 高等学校教諭が、授業中、小型カメラで女子生徒のスカートの中を盗撮した事案 (懲戒免職 R1)
- ② 中学校教諭が学校生活の相談を受ける中でメールにて私的な連絡を行い、自家用車で生徒と2人で出かける等の行為を複数回繰り返した事案。また、高校教諭が生徒と私的なメールを繰り返し、体に抱きつくなど不適切な行為をした事案 (停職1年 依願退職 H27)
- ③ 中学校教諭が、私物のパソコンを授業で使う際、誤ってわいせつな画像を生徒の目に触れさせた事案 (減給3月 H27)
- ④ 高校教諭が、ネット上の掲示板に誤ってわいせつな画像を載せ、警察から取り調べを受けたが、所属長にその報告を行わなかった事案 (減給1月 H27)
- ⑤ 高校教諭が、インターネットオークションでわいせつな画像を録画したビデオCDを販売した事案 (懲戒免職 H17)

県外で発生したICT機器使用関連の不祥事

- ① 中学校に勤務していた女性講師が、男子生徒に対し、直接相談に乗ったり、SNSでやりとりをしたりする中で好意を持つようになり、公園や学校内で抱擁やキスを行った事案 (懲戒免職 R2)
- ② 特別支援学校の女性教諭が、以前担任していた高等部男子生徒と約2年間LINEでやりとりし、タバコを複数回買い与えるなどした事案 (戒告 R3)
- ③ 高校教諭が女子生徒に個別指導中、通信アプリのIDを交換し、メッセージを送り合う中で好意を持つようになり、2度にわたり自家用車内でキスをした事案 (懲戒免職 H27)
- ④ 小学校教諭が、知人を誹謗中傷するメールを自宅のパソコンから県内の教育関連施設数か所に送り、被害者から相談を受けた県警が捜査し、逮捕された事案 (停職3月 H27)
- ⑤ 小学校教諭が、商業施設で拾った現金を警察に届けず、「大切に使用します」とSNSに書き込み、それを読んだ県民から指摘を受けた事案 (戒告 H26)
- ⑥ 中学校教諭が、生徒の個人情報情報を保存した記録媒体(USBメモリ)を、部活動で使用した公共の体育施設に置き忘れ、紛失した事案 (戒告 H27)

全国的な動向

- ① 令和3年4月9日付け 3文科初第45号「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」(通知) (抜粋)
(3) 児童生徒に対するわいせつ行為等の防止等
予防的な取組等の推進
教員に対する研修や意識啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返しわいせつ行為の防止等に関する服務規律の徹底を図ること。わいせつ行為等による懲戒処分等が行われた事案において、教員と児童生徒との間でソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等(以下「SNS等」という。)を用いた私的なやりとりが行われていた事案もあり、こうしたSNS等による私的なやりとりは適当ではないことから、教育委員会の指針や通知等で、SNS等を用いて児童生徒と私的なやりとりを行ってはならないことを明確化するとともに、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化すること。なお、各学校のルール等について、教員のみならず、保護者等に周知し、理解を得るよう努めること。
- ② 私的なメールアドレスを用いた内容でも、信用失墜行為や情報漏洩などの問題が発生し、裁判となったり、処分となったりしている事例がある。
- ③ SNSのグループ内でやりとりをしても、メンバーの中から情報が流出し、問題となっている例がある。

I C T 機器利活用チェックリスト

I C T 機器の利用・活用に係り、特に基本となるルールやモラル、留意点について、常日頃から実行すべき内容をチェックリストとして示す。校内研修会等において適時活用し、それぞれのチェック項目について、個人として組織として振り返り、遵守すべきポイントを再認識し、職場内の話し合いに生かすこと。

☑	《個人リスト》 「しない」 ことのチェックリスト
	児童生徒や保護者との私的なやりとりは行わない。連絡に用いる場合は、ルールを定め、保護者、児童生徒とも共有すること。
	勤務時間中には、私的なメールやSNS等を行わない。
	公務員として、その信用を失うような、あるいは疑われるような書き込み・投稿・掲載（アフィリエイト収入が見込まれる行為等を含む。）はしない。
	授業では、許可なく私物のパソコンやタブレット、スマートフォンを使用しない。
	授業前の事前チェックが行われていない状況で、I C T 機器を活用しない。
	著作権や肖像権等を侵害するアップロード、ダウンロードを行わない。
	個人情報に関わる電子データを、許可なく学校外に持ち出さない。
	ウイルス対策を行っていないパソコンや記録媒体を、校内LANや校務パソコンには接続しない。
☑	《組織リスト》 「する」 ことのチェックリスト
	管理職はI C T 機器活用のセキュリティポリシーが適切なものとなるよう、必要な見直しを行っている。
	管理職はI C T 機器活用のセキュリティポリシーを職員に明示し、周知している。
	職員会議等の場を用いて、基本ルールの周知を年度内に複数回行っている。
	管理職は職員のI C T 機器活用の実態を常に把握し、適切に指導を行っている。
	管理職は、自校のI C T 機器のセキュリティの状態やセキュリティ対策について把握している。
	I C T 機器活用に担当する情報教育担当者等を、校務分掌に設定している。
	トラブル発生時の対応など、I C T 機器活用の危機管理体制が整えられている。
	I C T 機器の適切な利活用のため、必要となる研修を定期的に設定している。
	学校ホームページ等は、個人情報保護に配慮している。なお、掲載許諾を得ていても、氏名と写真、氏名と住所などの情報の組み合わせにより、個人が特定される個人情報となるおそれがあることを理解している。